

役員会決定の案について

今回御確認いただきたい役員会決定案（修正案）について、主な変更点、概要は以下のとおり。

（意思の表出の手続に関する規程）【1～26 頁】

- ・ 別紙参照。

（外部へ公表する「記録」文書の取扱いに関する規程）【27～28 頁】

- ・ 文書の形式を条文形式に変更。

（若手アカデミー運営要綱：修正案）【29～30 頁】

- ・ 若手アカデミーの要望を踏まえ、年齢要件は 45 歳未満とし、学問分野の構成を偏らせないために特段の必要がある場合は 50 歳未満とする。【第 3 条第 2 項（29 頁）】

（日本学術会議の運営に関する内規：修正案）【31～43 頁】

- ・ 現行規程から削除した役員会（幹事会）の章を元に戻す。【第 2 章（31 頁）】
- ・ メール審議の規定（現行は単独の規程）を追加し、メール審議の期間を現行から以下のとおり短縮。【第 18 条（35 頁）】

＜現行＞ 意見交換に 1 週間、メール議決に 3 日間

＜修正案＞ 総会：意見交換等に 5 日間、メール議決に 3 日間

総会以外の会議体：意見交換等に 3 日間※、メール議決に 2 日間

※メール審議の前に構成員による意見交換を行っている場合で、議長が認めるときは、意見交換等の期間を短縮又は省略することができる。

- ・ 組織、役職等の英訳を追加。【別紙（37 頁）】

（日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組について：元案の『地方学術会議開催要綱』を修正）【44～45 頁】

- ・ 会則の案に合わせて、「地方学術会議」と「地区会議」が混同しやすいという点を踏まえ、現行の地方学術会議を「日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組」と整理。

意思の表出の手続に関する規程案について

趣 旨

本規程案は、現行の幹事会決定「意思の表出等の作成手続について」をベースに、その他意思の表出に関する文書を可能な限り統合・整理し、これに法人化準備委員会の意見を反映し取りまとめ、条文化したもの。

(統合・整理した関係文書)

- ・日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日 日本学術会議第1回幹事会決定）
- ・会長メッセージ「提言等の円滑な審議のために」（平成26年5月30日）
- ・会長メッセージ「提言等における異なる意見の発出の意義と重要性について」（令和2年1月31日）
- ・「意思の表出に係る外部機関等との意見交換に関するガイドライン」（令和4年1月27日 日本学術会議第321回幹事会決定）

主な変更点

○対応委員会、部・委員会における業務の精選

- ・検討課題と骨子の申出手続の統合（2回必要な申出手続の1本化）
- ・対応委員会における過去10年間の関連する意思の表出調査の書面の廃止（助言書に直接記載）
- ・査読組織内における査読結果の承認手続・査読結果報告書の廃止

○複数の査読組織による査読の場合の査読の一元化。この場合、査読組織間の調整を図る30名程度の候補者の中からエディター1名の配置（※）、COIの原則記載

○事後的な評価の強化（中長期的なインパクト・レポート作成、レビュー及びフィードバックの創設）

(参考) 作成主体による査読と承認の関係表（第13条～第15条、第20条関係）

作成主体 種類		分野別委員会に置かれる分科会	部附置分科会、分野別委員会	機能別委員会に置かれる分科会、課題別委員会に置かれる分科会	部、機能別委員会、課題別委員会、若手アカデミー
提言等	査読組織	分野別委員会＋対応委員会（ 合同査読により一元化、エディターを配置 ）※	対応委員会	委員会＋対応委員会（ 合同査読により一元化、エディターを配置 ）※	対応委員会
	承認組織	役員会	役員会	役員会	役員会
見解	査読組織	分野別委員会＋部（ 合同査読により一元化、エディターを配置 ）※	部	機能別委員会又は課題別委員会	—
	承認組織	対応委員会	対応委員会	対応委員会	対応委員会
報告	査読組織	分野別委員会	—	—	—
	承認組織	部	部	機能別委員会又は課題別委員会	対応委員会

- ・「提言等」は、本規程第2条に定める要望、声明、提言及び回答をいう。このうち、提言、回答については、表のとおり役員会が承認組織となるが、要望、声明については、総会（緊急又は早期の発出が求められるなどの事情があると会長が認める場合は役員会）が承認組織となる。

各条の主なポイント

各条	ポイント
第1章 総則	
第1条（総則）	
第2条（定義）	
第3条（意思の表出に係る手続の特例）	新規 法定事項の「答申」「勧告」、緊急・早期発出型等の本規程適用除外を規定
第2章 手続	
第1節 提案	
第4条（申出）	既存 分科会等から対応委員会への申出事項等を規定、検討課題と骨子の申出手続の統合
第5条（申出に係る事前調整）	既存
第6条（役員会による意思の表出の作成依頼）	既存
第7条（助言）	既存 分科会等からの申出に対する対応委員会の助言を規定
第8条（取りまとめ委員）	新規 各申出に対する対応委員会の取りまとめ委員を規定
第2節 作成	
第9条（意思の表出の案の作成）	既存 C O I の記載を明記
第10条（意思の表出の案の作成の留意点）	既存 会長メッセージ「提言等の円滑な審議」、「異なる意見の発出の意義と重要性」の一部を規定
第11条（外部機関等との意見交換）	既存 「外部機関等との意見交換に関するガイドライン」の一部を規定
第3節 査読	
第12条（査読組織への意思の表出の案の提出）	既存 査読手続に事務局の手続を明確化
第13条（提言等の案の査読）	新規 査読の一元化（合同査読）
第14条（見解の案の査読）	新規 査読の一元化（合同査読）
第15条（報告の案の査読）	既存
第16条（査読の視点及び査読者の数）	新規 査読組織における専門的見地での査読、対応委員会における総合的・俯瞰的見地での査読を規定
第17条（複数の分科会等が意思の表出の案を作成する場合の査読の手順）	既存
第18条（エディター）	新規 第13条、第14条で合同査読を行う場合の査読組織間の調整を図るエディターの設置を規定
第19条（査読における確認事項）	既存
第4節 承認	
第20条（承認）	既存
第21条（承認の視点及び問題点の指摘等）	既存
第22条（査読を受けないときの承認の手続）	既存
第5節 公表	
第23条（公表）	既存
第24条（周知方法）	既存
第25条（役員会及び総会への報告）	既存
第26条（広報用チラシの作成）	既存
第27条（英訳の作成）	既存
第6節 事後的な評価	
第28条（フォローアップ・レポートの作成）	既存
第29条（インパクト・レポートの作成）	新規 中長期的インパクト・レポートを新たに追記
第30条（意思の表出を作成した分科会等が置かれていない場合の取扱い）	既存
第31条（レビュー及びフィードバック）	新規 対応委員会が行うレビュー及びフィードバックを規定。手続の詳細は今後検討。
第3章 雑則	
第32条（記録）	既存 「記録」の明確化のため本規程にも規定
第33条（雑則）	

・「新規」は、今回新たに盛り込んだものをいう。

・「既存」は、原則現行手続をベースにしているものをいう。（必要に応じて関係規程を盛り込んでいる。）